

2017年（平成29年）7月24日

消費者庁長官 岡村和美殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番
地ヒロセビル4階

電話 075-211-5920

FAX 075-746-5207

措置命令要請書

当 NPO 法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成19年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

本書は、アフィリエイト広告を利用して、当該事業者の販売する水素水商品につき優良誤認表示を行っている事業者に対し、御庁が措置命令を発することを求めるものである。

第1 優良誤認表示が行われているアフィリエイトサイト

1 「水素水ガイド」(<http://www.h2h2o.net/>) (添付資料1)

(1) 優良誤認の内容

上記「水素水ガイド」なるウェブサイトでは、水素水の効果・効能として、「水素水の臨床試験では、認知症、パーキンソン病、アルツハイマー病などの神経変性疾患や、進行性筋ジストロフィーなどの筋疾患、腎炎、膀胱炎、腎透析等の腎疾患・膀胱疾患関連、癌関連など数多くの疾患・病状に対する効果・効能の論文が発表されています。」などの記載があるものの、国立健康・栄養研究所の公表データ（添付資料2）によれば、現時点では、水素水について、人体に対して医薬品的な効果効能があることは確認されていない。

従って、上記の表示をはじめとする上記ウェブサイトの表示は、水素水について、医薬品的な効果効能があるという誤認を惹起するものであり、優良誤認（景品表示法5条1号）に該当する。

(2) 上記サイトにアフィリエイト広告が掲載されている事業者

上記サイトにアフィリエイト広告が掲載されている事業者とその水素水商品は以下のとおりである。

トラストネットワーク株式会社 商品名「トラストウォーター」

(但し、現在はリンク切れ)

株式会社伊藤園

商品名「高濃度水素水」

(但し、現在はリンク切れ)

株式会社アビスト H&F

商品名「浸みわたる水素水」

2 「水素水効果ガイド」(水素水効果ガイド.com) (添付資料3)

(1) 優良誤認の内容

上記「水素水効果ガイド」なるウェブサイトでは、水素水の効果として、「リウマチ、動脈硬化、心筋梗塞、むくみ、糖尿病など、あらゆる病気を改善させることができます。」との記載がある。その他にも、水素水が、ダイエット、便秘、腋臭、加齢臭、口臭、花粉症、肩こり、不妊治療にも効果を有する旨記載があり、これらの表示は、水素水に医薬品的な効果効能があるという誤認を惹起するものであり、優良誤認表示(同法同条項)に該当する。

(2) 当該サイトにアフィリエイト広告が掲載されている事業者

上記サイトにアフィリエイト広告が掲載されている事業者とその水素水商品は以下のとおりである。

株式会社アビスト H&F

商品名「浸みわたる水素水」

株式会社 健康家族

商品名「仙寿の水」

新日本水素株式会社

商品名「クリスタル水素水」

トラストネットワーク株式会社

商品名「トラストウォーター」

(但し、リンク無し)

株式会社メロディアン ハーモニーファイン

商品名「水素たっぷりのおいしい水」

(但し、現在はリンク切れ)

株式会社 KIYORA きくち

商品名「ナノ水素水キヨラビ」

(但し、現在はリンク切れ)

株式会社サラスバ

商品名「水素水サラスバ」

株式会社ナチュラループラス

商品名「水素水 IZUMIO」

(但し、リンク無し)

株式会社ガウラ

商品名「ポータブル充電式水素水ボトル

「GAURA WALK」

第2 表示主体

上記各ウェブサイトの運営者は、水素水商品を販売する上記各事業者とは別主体であるようである。しかし、平成28年6月30日付けで御庁が公表した「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」では、アフィリエイトの行った表示（広告）について、表示内容の決定に関与（決定を委ねている場合も含む）している広告主は景品表示法の「表示」の主体であるとされる。

そして、上記各事業者と上記各ウェブサイト運営者との間には広告掲載についての委任契約ないし準委任契約等が存在し、各事業者は表示内容の決定に関与又は決定を委ねている可能性がある。

従って、上記各ウェブサイトにおける優良誤認表示の表示主体は、上記各事業者である可能性がある。

第3 アフィリエイト広告を利用した優良誤認表示商法の問題性

当該事業者のウェブサイトにおいては、景品表示法違反の表示を行わず、その一方で、消費者からすれば客観性・中立性があるように見えるアフィリエイトサイトにおいて、優良誤認表示を行い、消費者を誘引することは、明らかに消費者を欺く行為であって、重大な悪質性がある。

当NPO法人では、以前に「水素水効果ガイド」にアフィリエイト広告を出稿していたと思われた株式会社マハロに対し、本年6月、優良誤認表示の差し止めを申し入れたところ、同社は、当該サイトは、同社とは無関係であると回答しながらも、当該サイトへの掲載をとり止めさせるという措置をとった。

適格消費者団体による差止活動は、一度に可能な申し入れの数には限界があり、加えて、事業者に、アフィリエイトサイトへの広告の掲載をやめる（やめさせる）という措置をとられてしまうと、適格消費者団体としては、それ以上の追及が困難となるのが現状である。しかし、このようないちごっこを繰り返していても、ネット上に数多ある、優良誤認表示を行っているアフィリエイトサイト及びそこに広告を出稿する事業者をなくすことはできない。

以上から、御庁に、上記各事業者に対し、優良誤認表示を理由とする措置命令を発することを求める。

以 上

添付資料1 「水素水ガイド」ウェブページ抜粋

添付資料2 国立健康・栄養研究所の公表データ

添付資料3 「水素水効果ガイド」ウェブページ抜粋